

行政書士法施行細則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月25日

香川県知事 池田豊人

香川県規則第19号

行政書士法施行細則の一部を改正する規則

行政書士法施行細則（昭和26年香川県規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(合格証明書の交付)</p> <p>第2条 行政書士試験の合格証の交付を受けた者は、これを亡失し、滅失し、又は毀損したときその他特に必要があると認められるときは、行政書士試験合格証明書の交付を申請することができる。</p> <p><u>2 前項の申請は、行政書士試験合格証明書交付申請書（第1号様式）を知事に提出して行わなければならない。</u></p> <p>(身分証明書)</p> <p>第4条 法第4条の12第3項の証明書及び法第13条の22第2項の証票は、<u>第2号様式</u>による。</p>	<p>(合格証明書の交付)</p> <p>第2条 行政書士試験の合格証を亡失し、滅失し、又は<u>き損した者は</u>、行政書士試験合格証明書の交付を申請することができる。</p> <p>(身分証明書)</p> <p>第4条 法第4条の12第3項の証明書及び法第13条の22第2項の証票は、<u>別記様式</u>による。</p>

第1号様式（第2条関係）

（日本産業規格A列4番）

香 川 県 証 紙 欄
（消印してはならない。）

行政書士試験合格証明書交付申請書

年 月 日

香川県知事 殿

行政書士法施行細則第2条第1項の規定により、行政書士試験合格証明書の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

申 請 者	住 所	〒
	氏 名	
	合格時の 氏 名	
	生年月日	年 月 日
	電話番号	
行政書士試験 合 格 年 度	年 度	
申 請 の 理 由		
必 要 部 数	部	

備考

- 1 合格時の氏名欄は、合格時から氏名に変更があった場合のみ記入してください。
- 2 申請者本人であることを確認できる書類を添付してください。

第2号様式（第4条関係）
略

別記様式（第4条関係）
略

附 則
この規則は、令和7年4月1日から施行する。